

女性視座に基づくマーケティング戦略個別サポート型支援事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

女性視座に基づくマーケティング戦略個別サポート型支援事業業務

2 委託業務の概要

富山県への女性来訪者の満足度を向上させ、本県の観光消費額の向上を実現させるため、女性の立場・目線に立った、いわゆる「女性視座」に基づくマーケティングの実装を目指し、自治体・観光協会、県内観光事業者（計 20 件程度を想定）を対象に以下の業務を遂行する。

- ・女性視座に基づくマーケティング戦略 共通基礎講義
- ・女性視座に基づくマーケティングの観点による富山県への観光・サービスのアンケート調査および支援対象事業への現地視察・個別ヒアリング、モニター調査（現状把握）
- ・アンケート調査結果および現地視察・個別ヒアリング、モニター調査結果の分析・評価
- ・支援対象者に対する個別改善提言
- ・支援対象者の改善実施に対する伴走型支援
- ・対象事業へのモニター調査（効果検証）および成果発表会（改善結果の共有）

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

4 委託業務の内容

（1）自治体・観光協会向け募集説明会の実施

- ・本事業を進めるにあたって、支援対象者かつ支援事業者の推薦者となる自治体・観光協会に向けて、支援対象者募集説明会を開催する。
- ・説明会は、本事業についての概要や、「女性視座に基づくマーケティング」の有用性・重要性を説明し、本事業の趣旨が伝わる内容とする。
- ・説明会は最低 2 回以上実施することとし、実施形態は提案によるものとする。

（2）女性視座に基づくマーケティング戦略 基礎講義の実施

- ・支援対象者に向けて、女性視座に基づくマーケティングの基礎を理解し、事業実施にあたっての認識合わせを行うための基礎講義を実施する。
- ・基礎講義実施にあたっての会場手配、テキスト作成、講師との日程調整や謝礼支払い等の基礎講義実施に必要な一切の事務を受託者において行う。
- ・講義は原則対面で 1 回以上実施するものとする。

（3）女性視座に基づくマーケティングの観点による富山県の観光・サービスのアンケート調査の実施

- ・来訪女性の満足度・推奨意向が男性より低いという TOYTOS による分析結果を受けて、その理由を明らかにするため、富山県の観光・サービスに対するアンケート調査を実

施する。

- ・アンケートの調査概要（調査手法、調査地、調査対象者およびサンプル数、調査項目、調査時期等）については上記の目的を達成できることを前提とし、事業全体のスケジュール等の整合性を考慮したうえで効果的に実施できる方法を提案すること。

（４）現地視察・ヒアリング、モニター調査（現状把握）

- ・女性視座に基づくマーケティングの観点から、各支援対象者に対し、現状を把握するための個別の現地視察・ヒアリングおよびモニター調査を実施する。

（５）アンケート調査結果および現地視察・個別ヒアリング、モニター調査結果の分析・評価

- ・（３）（４）で実施した調査の分析を行い、その結果から女性の満足度の向上に資する共通および個別課題それぞれの抽出を行う。

（６）共通・個別課題をもとに改善提言・ミーティングの実施

- ・（５）で抽出した共通・個別課題をもとに具体的な改善提言およびミーティングを個別に実施する。
- ・ミーティングは各支援対象者につき３回以上実施するものとし、実施形態は提案によるものとする。

（７）事業改善の支援

- ・改善提言やミーティングを踏まえて改善支援を伴走型で行う。

（８）対象事業へのモニター調査および当初モニター調査結果との差分の分析（効果検証）

- ・次年度以降のさらなる改善につなげるため、モニター調査を改めて実施し、改善後の実施事業の効果検証・分析を行う。

（９）成果発表会の実施

- ・支援対象者の改善内容を共有し、新たな課題の発見およびさらなる改善への意欲向上につなげるための成果発表会を開催する。
- ・会場手配等の開催に必要な一切の事務を受託者において行う。
- ・発表会は原則対面で実施する。

５ 事業実施に係る条件

（１）事業実施にあたっては、契約締結後、（公社）とやま観光推進機構及び富山県観光振興室、別途通知する自治体・観光協会担当者と十分協議すること。

（２）事業の実施にあたり、円滑な実施に必要な人員を配置するとともに、全体の進行政管理を行う体制を構築すること。本業務に係る主担当を事前に明確化し、（公社）とやま観光推進機構に伝えること。

（３）事業実施の際は、スケジュールを作成し、（公社）とやま観光推進機構の担当者と十分調整し、期限を順守すること。

- (4) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともにその旨を報告すること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た情報及び発注者から提供した資料等について、情報漏洩を防止するための適切な措置を講ずるものとし、また第三者に漏らしてはならない。契約解除後、業務完了後も同様とする。

6 その他

- (1) 委託業務により新たに生じた著作権については、全て(公社)とやま観光推進機構、富山県及び本事業に参画する自治体・観光協会（以下、「機構等」と言う。）に帰属するものとする。ただし、本事業で作成する成果物の内、映像等の機構等への著作権帰属が難しいものがある場合は、公益社団法人とやま観光推進機構に事前に相談すること。なお、その場合でも、機構等が広報のために成果物を無償で二次利用することを認めること（本事業で活用した個人の投稿についてはこの限りでない。）。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 本仕様に不明の点がある場合、また明記のない事項については、受託者と(公社)とやま観光推進機構が必要に応じて協議するものとする。